

祭り振興事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 祭り振興事業補助金の交付については、この要綱の定めるところによるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）による。

(目的)

第2条 この要綱は、本市を代表する観光・文化資源である祭りを振興することにより、その保存、発展に寄与し、観光客などの誘致促進を図ることを目的とし、本市内で開催される祭り事業に交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第3条 祭り振興事業補助金は、本市内で開催される祭り事業のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかを充たす祭り事業に対し交付する。なお、本補助金は公募制とし、交付申請のあったときは、各号に掲げる要件にてらし、予算の範囲内で交付決定を行う。

- (1) 本市を代表する祭り事業として、全国的に認知度が高い、伝統のある祭り事業
- (2) 本市内で継続して開催され、数十万人以上の集客が見込まれる祭り事業
- 2 前項に規定するもののほか、特に市長が必要と認めるときは、交付の対象とすることができる。

(交付の除外事業)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する祭り事業は交付の対象から除外する。

但し、市長が特に必要と認める場合にはこの限りではない。

- (1) 専ら営利を目的として開催される祭り事業
- (2) 特定の個人もしくは団体の利益を目的として開催される祭り事業
- (3) 政治的な目的をもって開催される祭り事業
- (4) 市内の一地域内で開催され、観光客などの誘致促進に直接関連の無い祭り行事
- (5) 本市の市税を滞納している団体によって開催される祭り事業

(暴力団の排除)

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）

第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に際し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(交付の対象経費)

第6条 交付の対象となる経費については、第3条に規定する事業に係る経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 祭り事業に係る行事設備経費（会場設営・装飾・音響・照明・設備費、山車・衣装製作費等）
- (2) 祭り事業開催に係る運営経費（開催に要する事業運営費・運営スタッフなどの人件費等）
- (3) 祭り事業に係る広報宣伝経費（ポスター・パンフ製作費、広報宣伝に要する事業費等）
- (4) 祭り事業開催に伴う警備経費（警備費、交通規制に要する経費、安全対策に要する経費、保険等）
- (5) その他市長が祭り事業開催に必要と認める経費

2 但し第3条第1項第2号に規定する要件のみを充たす祭り事業については、前項第3号のみを交付の対象となる経費とする。

(交付する補助金の額)

第7条 補助金の額については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する要件を充たす祭り事業については、交付の対象となる経費を限度とし、予算の範囲内とする。
- (2) 第3条第1項第2号に規定する要件を充たす祭り事業については、交付の対象となる経費の2分の1に相当する額を限度とし、予算の範囲内とする。

附 則

(適用期日)

この要綱は、平成17年度に交付する祭り振興事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度に交付する祭り振興事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度に交付する祭り振興事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度に交付する祭り振興事業補助金から適用する。

附 則

(期 間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。